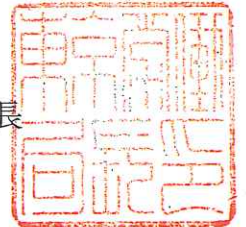


東労発基 0516 第 1 号
令和元年 5 月 29 日

公益社団法人東京労働基準協会連合会
会 長 殿

東京労働局長



職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

平成 30 年度を初年度とする「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」においては、計画期間中（平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間）、「職場での熱中症による死亡災害を 0 件」を目標に熱中症予防対策の取組を推進してまいりましたが、昨年、東京労働局管内では、4 年ぶりに熱中症による死亡災害が発生し、4 人の方が亡くなったところです。死亡災害の発生状況をみると、建設業などの屋外作業のほか、製造業の屋内作業でも発生しており、これらの中には、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れなど、職場における熱中症予防対策が十分に浸透していなかったと考えられる事例が見受けられました。

さらに、昨年の休業 4 日以上の子傷者数も 91 人と、一昨年と比較して 44 人と大幅に増加したところであり、熱中症予防対策の徹底が求められるところです。

つきましては、すでに「平成 31 年 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施をお願いしているところですが、昨年の熱中症による災害発生状況も踏まえ、特に重篤な災害の防止の徹底を図るため、以下の事項について業界団体と会員事業場が一体となって重点的に取組むよう要請をいたします。

記

- 1 事業場における暑さ指数（WBGT 値）を把握し、適切な作業計画を立てるとともに、暑さ指数（WBGT 値）の低減対策を講ずること。
- 2 熱中症の症状や熱中症の予防方法、緊急時の救急処置等について、日々の朝礼等、機会をとらえて繰り返し教育を行うこと。
- 3 労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。